

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託仕様書

本仕様書は、那覇市（以下「甲」という。）と那覇市保健所施設環境衛生管理業務の受託者（以下「乙」という。）との間に締結する環境衛生管理業務委託の仕様について定めたものである。

1 業務の委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 業務の対象及び内容

乙の業務の対象は、那覇市保健所（所在地：那覇市与儀1丁目3番21号）とし、業務内容は、別紙「環境衛生管理業務委託作業仕様書」のとおりとする。

3 施設の環境衛生管理業務

乙は、建築物環境衛生管理技術者免状所持者のなかから建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任し、施設の環境衛生管理を行うこと。

（1）管理技術者の職務

- ① 維持管理業務計画の立案（契約締結後の業務日程表の提出）
- ② 維持管理業務の全般的な監督
- ③ 環境衛生管理上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- ④ 環境衛生管理上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤ 環境衛生管理に必要な意見の具申
- ⑥ 環境衛生管理に必要な諸書類の作成、及び関係図面、書類、図書等の保管
- ⑦ 建築物環境衛生管理技術者の所轄保健所への選任届出
- ⑧ その他必要な業務

（2）名簿の提出

乙は、契約締結後、速やかに管理技術者の氏名及び免状の写しを甲に提出すること。

（3）業務計画は次のものを作成する。

- ① 年間管理計画
- ② 月間管理計画

4 施設の空気環境測定業務

（1）業務内容

建築物における衛生環境業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2に基づいて実施するものとする。

- ① 測定場所（「場所」には、令和5年4月1日時点にその場所に配置予定される課名等を示してある。）

実施日、実施時間及び作業手順については、事前に連絡協議し作業を行う

ものとする。

階	ポイント数	場 所
1 階	3	エントランス
		保健総務課結核・感染症G室
		母子・難病受付
2 階	3	精神保健事務室
		生活衛生課
		健康増進課
3 階	2	口腔保健支援センター
		多目的室
外気	1	玄関前
計	9	

② 測定回数

年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）。1回の測定につき、10時と15時の2回測定すること。

③ 測定事項

報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること

測定項目	測定機器	管理基準
浮遊粉じんの量	ガラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る）を装着して相対沈降径が概ね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	100万分の10以下
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
温 度	0.5度目盛りの温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	17度以上28度以下
相 対 湿 度	0.5度目盛りの乾湿球度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下

測定項目	測定機器	管理基準
気 流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5メートル毎秒以下
照 度	JIS 1 6 0 9（照度計）の規格品	

（２）機器等の負担

乙は、空気環境測定に要する人件費、機器、消耗品及び記録用紙を負担する。
（報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること）

５ 施設の害虫駆除・予防業務

（１）業務内容

ねずみ、昆虫、その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について施設内のポイントチェックで調査を実施し、処理する。

（２）施行場所

施設全体（延床面積4,636.25㎡）、外周側溝、ごみ置場周りを含む。

（３）対 象

ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物

（４）処理方法

科学的及び物理的駆除（残留噴霧、毒餌及び捕獲処理）

（５）実施回数

生息調査（駆除予防を含む）施行回数は、年２回（８月と２月）その際、シロアリの生息状況の調査も併せて実施。

実施日は、日曜日又は祝日を前提に協議し決定すること。

（６）使用薬品

害虫予防駆除に使用する薬品は厚生労働省認可の人畜無害、引火性のないものを使用する。

（７）白蟻等発生の調査の義務

乙は、定期駆除のときに、白蟻等の発生を調査し、甲に報告しなければならない。

（８）危険防止の義務

乙は、施行にあたっては建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の基準に従い、人身に害を及ぼさないよう危険防止に十分注意しなければならない。

（９）その他

上記対象以外の害虫・有害生物等が発生した際は、対処法・費用など適宜提案をするものとする。

また、施設所有者及び施設管理者は施行にあたり、施設環境の改善提案があれば誠実にこれを実行し環境改善を行うものとする。

6 施設の水質検査業務

(1) 業務内容

水質検査は、建築物の衛生環境の確保に関する法律施行規則第3条の19、第4条及び第4条の2に基づいて実施するものとする。

(2) 実施回数

① 飲料水

水道法に基づく水質検査は6ヶ月に1回実施。遊離残留塩素測定も水道法に基づき週に1回実施すること。

② 雑用水

次の基準に適合すること。

項目	基準	測定数	検査又は測定方法
pH値	5.8以上8.6以下	7日内毎 に1回	原則として DPD法
臭気	異常がないこと		
外観	ほとんど無色透明であること		
残留塩素	遊離残留塩素の場合は0.2PPM以上 結合残留塩素の場合は1.5PPM以上		
大腸菌群	検出されないこと	2ヶ月内 毎に1回	

7 業務要領

作業員は、次のことに留意し、業務を遂行すること。

- (1) 職員の執務及び施設管理に支障を与えないこと。
- (2) 作業の実施は利用者を最優先し配慮して行うこと。

8 事前調整

測定及び防除業務を施行する日並びに時間は、担当職員と事前に調整すること。

9 業務報告

作業終了後は、すみやかに報告書を提出すること。

10 作業中の危険及び備品等の損傷防止

- (1) 乙は、作業の実施にあたっては、常に火災・盗難・事故等が発生しないよう十分に注意し、甲の執務及び来所者に支障のないよう配慮するものとする。
- (2) 乙は高所・通路上における作業の場合、執務に支障のないようにすると

もに来所者、職員、作業従事者の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

(3) 乙は、作業実施中に机、椅子等の備品を移動するときは損傷しないように取り扱い、作業終了後は、備品を必ず元の位置に戻し、後片付けに遺漏がないようにすること。

(4) 乙は、受託業務の遂行において、事故が発生した場合はその原因が甲にある場合を除き責任を負う。

11 法令の遵守

乙は、労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での雇用がないようにすること。

12 その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議した上で定める。ただし、軽微な事項については、甲の要望に添うものとする。

(別紙)

環境衛生管理業務委託作業仕様書

項目	作業仕様	数量	作業回数	備考
1 特定建築物環境衛生管理業務	建築物環境衛生管理技術者有資格者を選任し、建築物における衛生環境の確保に関する法律（ビル管理法）の規定に基づく監督、行政への報告、届出、検査等の書類作成及び立会等の業務		年12回	
2 室内空気環境測定業務	温度・相対湿度・気流・浮遊粉塵量。一酸化炭素・二酸化炭素等の測定	9ポイント (外気1ポイントを含む)	年6回	
3 飲料水水質検査業務	1) 一般項目16項目 2) 一般項目11項目 3) 特殊項目12項目		年1回 年1回 年1回	
4 飲料水貯水槽清掃業務	飲料用受水槽・高架水槽の洗浄・消毒・簡易水質検査	受水槽 25トン 高架水槽 6トン	年1回	
5 ねずみ・こん虫防除業務	薬剤噴霧器による、ねずみゴキブリ昆虫等の防除（施設内）		年2回	
6 飲料水残留塩素測定業務	遊離残留塩素測定		年52回	
7 簡易専用水道検査業務	厚生労働省令の定める基準に従い、その水道の施設の検査		年1回	